## 第1号様式(第9条関係)

## 

					作成年度	令和	4年度	次回	回見直し予定	令和 7	7年度
条	例		名	神奈川県観光技	長興条例						
条	例	番	号	平成 21 年神奈川県条例第 73 号 法 規 集 第 10 編第 5 章					Í		
所	管 !	室	課	国際文化観光局観光課							
条	例の	概	要	この条例は、観光の振興により将来にわたる持続的な本県の経済社会の発展が図られる観光立県かながわの実現が極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光の振興について、基本理念を定め、並びに県の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めるものである。							
	視	Я	点		検	討 内	容			備	考
検		Eで <del>(</del> 長な多	_	性化させるには 求められている 的な推進を図り 経済の発展及る 条例は、現在で	は、裾野が広る中、観光のの、観光客のび県民生活のでも必要な条が、関発をないました。	い観光産業の振興に関する が増加と観かの向上に資 を例である。 興重に期間であること	を盛り でる施費 でも消ることで い、戦略	上がいるといい的でしている。	合的かつ計画 大により、県 目的とする本 は、観光振興 観光需要の分		
	有効性ので解る	の内 課題	Ē		条に基づき 推進を図るた 光消費総額、 指該計画に沿 総額が過去最	、観光の扱 にめ、観光技 入込観光タ いった施策の	長興に関 長興計画 写数等を シ実施等	する を 定 数 に よ	施策の総合的 めている。当 目標として掲 って令和元年		
討	容で	fのp が効率 : いえ	<u>×</u>	く県民等から創	意見を聴いた 十画に沿った	と上で計画的 上施策の実施	内に推進 包結果に	してつい	て、観光審議		
	本的針に	方針なのおうでは、	\$ 10 m	のエンジン」の 基づく施策は、 「産業・労働」 適合している。	つ中に「観光 同グラント の施策体ネ ロナナる基 はって確保に は、 を は、 を は、 で で で で で で で が で が で が で が で が で れ て れ て れ て れ て に る に る に る に る に る に る に る に る に る に	た」が掲げられている。 だがった。 だががでででは、 では、 では、 では、 では、 にとかいまして、 にはいまして、 にはいなして、 にはいなして、 にはいなして、 にはいなして、 にはいな にはいなして、 にはいなして、 にはいなして、 にはいなして、	れる要けいます 影安でラカー 影響心 アラウン アラック アライ アライ アラス	と策お よあド」	政策分野Ⅲ 、基本方針に 、観光客が訪 こと」が求め ザインにおい ることとして		

適法性憲法、法令に抵触しないか。	本条例は、観光立国推進基本法の基本理念にのっとり、同法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法、法令に抵触する内容は含まれていない。				
その他					
1 改正・廃」		理由等			

直

結

果

- 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
- 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
- 4 改正及び運用の改善等を検討する。
- 5 廃止を検討する。

## 理 由 等

新型コロナウイルス感染症の影響や その他観光をめぐる環境の変化を踏ま え、現行条例の一部について必要性及び 基本方針適合性における課題が見受け られるため。